

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十三号

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成三年広島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二独立行政法人住宅金融支援機構の項を削り、同表独立行政法人環境再生保全機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）
-----------------------	---------------------------------------

別表第二独立行政法人雇用・能力開発機構の項を次のように改める。

独立行政法人住宅金融支援機構	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）
----------------	-------------------------------

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。